

◇ 令和4年度 指定管理者事業評価書

施設名	渋川まちづくりセンター			指定管理料	利用料金	支出	経理の状況	施設運営の方針	
施設所管課	まちづくり協働部	まちづくり協働課	初年度	24,304,127円	/	23,417,029円	(令和2年度)事業収益をセンター事業や施設維持管理に還元し、効果的な予算執行が出来た。	第1期での反省点や改善点を振り返り、センターがより利用しやすい運営管理が可能となるようルールなどの見直しを行います。	
施設HPアドレス	http://www.machikyoku.jp/shibukawa		2年目	24,744,000円		23,610,373円	(令和3年度)事業収益をセンター事業や施設維持管理に還元し、効果的な予算執行が出来た。	運営管理の見直しを継続して行い、施設の運営や事業の実施において、さらに参画を広げていきます。	
指定管理者名	渋川学区まちづくり協議会		3年目	25,871,179円		24,676,756円	(令和4年度)水道光熱費のうち、特に電気料金の値上がりにより昨年度同月と比較して700千円の増加。複合施設であるため負担が大きい。	複合施設であるため、高齢者に加えて障がいのある人への対応も多い。職員全員が経験を積みながら多くの利用者に対応していきたい。	
指定期間	令和2年4月1日 ~ 令和7年3月31日		4年目						
評価対象期間	令和4年4月1日 ~ 令和5年3月31日		5年目						

●総合評価の基準		
5	☆☆☆☆☆	評価基準のすべてが☆☆☆以上で、かつ、最も多い評価が☆☆☆☆☆である
4	☆☆☆☆	評価基準のすべてが☆☆☆以上で、かつ、最も多い評価が☆☆☆☆である
3	☆☆☆	評価基準の最も多い評価が☆☆☆である
2	☆☆	評価基準の最も多い評価が☆☆である
1	☆	評価基準に☆が1以上ある

○その他の項目	
公募・非公募の別	非公募
使用料・利用料金制の別	使用料
指定管理者による運営開始日	平成29年4月1日
施設の供用開始日	平成29年4月1日
指定管理導入前の運営形態	供用開始と同時に指定管理者制度を導入

◆総括評価を概括した総合評価の所見(成果・改善等)

●指定管理者の総合自己評価…	☆☆☆☆	●市(施設所管課)の総合評価…	☆☆☆
年度の管理・運営に係る事業目標(年度当初に記入)		事業目標および管理・運営に対する評価(事業年度終了後記入)	
草津市立地域まちづくりセンター条例第3条に掲げる事業について、計画および実施する際には、地域の特色・ニーズに沿った事業展開が行えるよう創意工夫を図る。また、渋川まちづくりセンターにおいて、利用者が安全・安心して利用できるよう施設の管理運営に努め、貸館件数や利用者数の増加を図る。		地域の特色に合わせた事業展開を行うことで地域住民の交流の拠点として適正な管理運営に努めていただくとともに、センターの衛生美化について、利用者が気持ちよく利用できるような心掛けを行われ、安全・安心してできる施設管理に努められた。 今後は利用者サービスの向上のため、創意工夫した取組や地域住民との多様な施設活用を展開されるなど、更なる発展に期待したい。	
事業目標および管理・運営に対する自己評価(事業年度終了後記入)		公募・非公募、使用料・利用料金制の導入についての効果の検証	
地域住民の方のニーズを踏まえての地域性を勘案した事業展開が出来た。コロナ禍での三年目の運営となり、通常と異なる運営状況に対する利用者の認知、理解度も高まり、スムーズな運営、利用者対応が出来た。施設運営管理実績(R4年度) ・施設利用件数: 1,624件 (目標 1,200件) ・施設利用者数: 22,067人 (目標 15,000人)		(応募状況等(非公募の場合は、非公募理由等)) 地域の活動拠点である地域まちづくりセンターを中心として、地域における関係諸団体と連携し、地域住民とともに地域のまちづくりを包括しているまちづくり協議会が知見と経験を活かし、発展的に管理・運営ができるのは現指定管理者以外にはなく、非公募による選定とした。 (利用者数の状況等) 地域住民を対象とした公的な役割が大きく、市場原理に左右されることは望ましくないことから、使用料金制としておりますが、利用者数の増加を目指し、地域の活動拠点等として利用していただけるよう努めていただいた。	

◇施設に係る主な指定管理業務	
<ul style="list-style-type: none"> ・地域まちづくりセンターの運営および維持管理に関すること。 ・草津市立地域まちづくりセンター条例第1条の設置目的を達成するための事業の実施に関すること。 	

◆評価基準	
☆☆☆☆	仕様書・協定書等の基準を遵守し、その水準よりもはるかに優れた内容である
☆☆☆	仕様書・協定書等の基準を遵守し、その水準よりも優れた内容である
☆☆	仕様書・協定書等の基準を遵守し、概ねその水準に沿った内容である
☆	仕様書・協定書等の基準は遵守し、若干の改善が必要な内容である
	仕様書・協定書等の基準を遵守しておらず、改善が必要な内容である

貸館等に関する業務（仕様書P3,4）				
評価項目1	指定管理者の自己評価		市（施設所管課）の評価	
	上半期評価	貸館業務について、適正な対応が出来た。新型コロナウイルス感染症対策も市のガイドラインを踏まえ、独自のルールを作り、適正に対応が出来た。しかし、貸館件数・利用者数の増加目標は達成出来なかった。	上半期評価	仕様書の基準を遵守し、貸館業務をはじめとする管理運営について適切に実施された。 新型コロナウイルス感染症対策については、サーモカメラ付き検温器を導入され、利用者にとって安心安全な施設運営に努められた。
	☆☆☆☆		☆☆☆☆	
	下半期評価	11月より人数制限の一部緩和を実施したことで、計画数をクリア出来た。コロナ禍3年目で昨年対比、一昨年対比とも二桁増で推移し、コロナ禍前の水準への回復のきざしが見られた。	下半期評価	上半期に引き続き仕様書の基準を遵守し、貸館業務をはじめとする管理運営について適切に実施された。 また、コロナ対策については、消毒の徹底・協力を実施し、安心・安全な施設利用に努められた。
☆☆☆☆	☆☆☆☆			

施設および備品の維持管理等（仕様書P4～7）				
評価項目2	指定管理者の自己評価		市（施設所管課）の評価	
	上半期評価	設備機器の法定点検等、保守点検業務が計画通り実施出来た。清掃業務は、日々の清掃、夏季大掃除等、実施出来た。消防訓練も上期1回実施した。	上半期評価	施設および備品の維持管理のため設備機器や清掃について適切に実施された。 下半期に向けては、特別清掃や消防訓練について、計画的に実施されたい。
	☆☆☆		☆☆☆	
	下半期評価	計画通りに設備機器の法定点検、保守点検業務が実施出来、特に問題はなかった。また、施設および備品の維持管理についても問題なく適切に管理出来た。	下半期評価	上半期に引き続き仕様書に定める基準を遵守し、設備点検や清掃を行うことで、事故なく安全な施設管理を行われた。 また、マニュアルを作成することで事務の共有が図られており、適宜、更新することで常に最新となるよう努められたい。
☆☆☆☆	☆☆☆☆			

センター条例第3条に掲げる事業の実施に関する業務（仕様書P7～9）				
評価項目3	指定管理者の自己評価		市（施設所管課）の評価	
	上半期評価	地域のニーズに沿った講座・講演が出来た。地域情報誌も計画通り発行し、センターの活動や市政情報の発信・周知に繋がった。また、ホームページでの情報発信も徹底して更新できた。	上半期評価	仕様書の基準を遵守して地域ニーズに応じた講座・講演の開催や市政情報の発信について適切に実施された。 ホームページの随時更新や地域情報誌の発行計画の遂行を徹底された。
	☆☆☆☆		☆☆☆	
	下半期評価	地域住民の方のニーズや時節柄に対応したセミナーの開催を具現化出来た。協議会の活動状況を逐次確認、周知いただけるよう、毎月の理事会の議事録の掲載を徹底した。地域情報誌の内容の充実と定期的な発行、配付を徹底した。また、ホームページの新着情報の更新も年度を通じて徹底出来た。	下半期評価	上半期に引き続き仕様書に定められた基準を遵守しながら地域のニーズに沿った講座等の開催を実施された。 今後、ホームページの情報については、随時更新するよう努められたい。
☆☆☆☆	☆☆☆			

経営管理に関する業務（仕様書P9,10）				
評価項目4	指定管理者の自己評価		市（施設所管課）の評価	
	上半期評価	適正な職員配置により、円滑な業務遂行が出来た。提出書類についても大幅に遅延することなく、作成することができた。	上半期評価	仕様書に定められた基準を遵守し、職員の配置や研修などの経営管理について適切に実施された。 提出書類については、概ね期限とおりに提出いただいているが、中間報告書は期限までの提出できていないことから、年次報告書は期限厳守されたい。
	☆☆☆		☆☆☆	
	下半期評価	職員の退職や長期病休が相次ぎ、一部の職員に負荷の掛かる状況が年度末まで続いた。協議会三役の支援を得て支障が出る状況は回避出来た。	下半期評価	上半期に引き続き仕様書に定められた基準を遵守し、職員の配置や研修など適切な経営管理に努められた。 今後、防火管理者の配置については、手続きが遅れないよう留意されたい。
☆☆☆	☆☆☆			